

# 社会資本総合整備計画

大津市地域住宅整備計画(第2回変更)

大津市

平成30年12月

(参考様式2) 社会資本総合整備計画 (社会資本整備総合交付金)

平成30年12月 日

計画の名称	大津市地域住宅整備計画								重点配分対象の該当								
計画の期間	平成27年度～平成31年度(5年間)			交付対象	大津市												
計画の目標	『市営住宅ストックの整備や改善をはじめとする事業の計画的な実施により、良好な住環境の整備や住宅セーフティネットの拡大を総合的に推進し、豊かで安全なゆとりある住まい・まちづくりを実現する』																
計画の成果目標(定量的指標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石山団地再生事業の推進による住環境の改善</li> <li>・大津市公営住宅等長寿命化計画に基づく改修の推進</li> <li>・用途廃止対象団地の入居者の住み替え及び空家の除却推進</li> </ul>																
定量的指標の定義及び算定式									定量的指標の現況値及び目標値		備考						
									当初現況値 (H27当初)	中間目標値	最終目標値 (H31末)						
石山団地再生事業の進捗率 (進捗率) = (実施した工程) / (石山団地再生事業の予定工程)									0.0%	———	60.0%						
大津市公営住宅等長寿命化計画に基づき実施した改修等の実施率 (実施率) = (改修を実施した市営住宅棟数) / (改修を予定する市営住宅棟数)									46.8%	———	78.9%						
大津市公営住宅等長寿命化計画における用途廃止予定戸数の除却率 (除却率) = (用途廃止予定戸数のうち除却した戸数) / (用途廃止予定戸数)									13.8%	———	20.4%						
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	948.3百万円	A	791.9百万円	B	0.0百万円	C	156.4百万円	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	16.5%					
交付対象事業																	
A 基幹事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H27	H28	H29	H30	H31				
1-A1-1	住宅	一般	大津市	直接	大津市	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業)	市営住宅石山団地の建替等	大津市						38.6			
1-A1-2	住宅	一般	大津市	直接	大津市	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅ストック総合改善事業)	長寿命化計画に基づく改修・長寿命化計画の策定	大津市						554.8			
1-A1-3	住宅	一般	大津市	直接	大津市	地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業)	長寿命化計画に基づく改修	大津市						98.1			
1-A1-4	住宅	一般	大津市	直接	大津市	地域住宅計画に基づく事業(公営賃貸住宅家賃低廉化事業)	地域優良賃貸住宅等の家賃低廉化	大津市						50.0			
1-A1-5	住宅	一般	大津市	直接	大津市	都市再生住宅等家賃対策補助事業	都市再生住宅等の家賃対策	大津市						50.4			
									合計					791.9			
B 関連社会資本整備事業(該当なし)																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画 策定状況	備考
									H26	H27	H28	H29	H30				
									合計					0			
C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	備考		
									H27	H28	H29	H30	H31				
1-C1-1	住宅	一般	大津市	直接	大津市	市営住宅等建替関連事業	共同施設の整備や入居者移転支援などの関連事業	大津市						73.2			
1-C1-2	住宅	一般	大津市	直接	大津市	市営住宅整理促進事業	老朽化した既存市営住宅等の解体及び移転補償金等	大津市						48.2			
1-C1-3	計画調査	一般	大津市	直接	大津市	住宅政策等検討のための調査事業	(仮)公営住宅等整備実施基本計画の作成等	大津市						15.0			
1-C1-4	計画調査	一般	大津市	直接	大津市	市営住宅管理システム更新事業	市営住宅の管理システム更新	大津市						20.0			
									合計					156.4			
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考					
1-C1-1	駐車場や駐輪場など共同施設の整備及び入居者の移転支援等を行うことにより、円滑に建替が推進でき、住環境の向上が図れる。																
1-C1-2	既存市営住宅で用途廃止対象住宅の解体等を行うことにより、地域防犯及び住環境の向上が図れる。また、老朽化した用途廃止住宅から移転を促すことにより、住環境の向上が図れる。																
1-C1-3	住宅政策等の見直しに伴う調査検討により、効果的・効率的な公営住宅の整備及び改善が図れる。																
1-C1-4	公営住宅の入居者及び施設管理のためのシステムを更新することにより、適正な市営住宅の管理が図れる。																

D 社会資本整備円滑化地籍整備事業（該当なし）																
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間（年度）					全体事業費 (百万円)	備考	
									H26	H27	H28	H29	H30			
										合計					0	
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考				

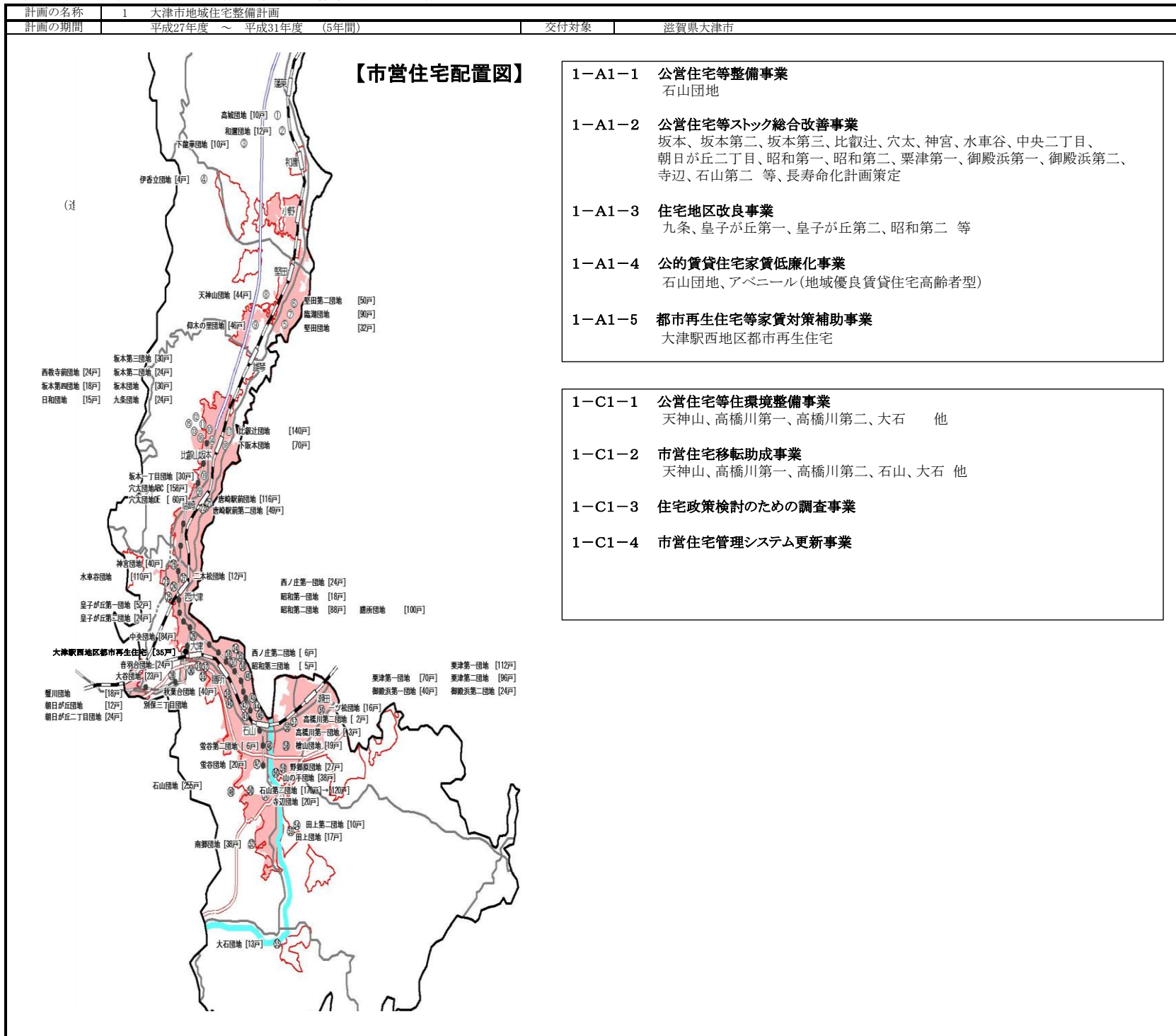
交付金の執行状況

(単位:百万円)

	H27	H28	H29	H30	H31
配分額 (a)	54	54	44	28	
計画別流用 増△減額 (b)	△ 3	0	0	0	
交付額 (c=a+b)	51	54	44	28	
前年度からの繰越額 (d)	0	0	14	0	
支払済額 (e)	51	39	58	28	
翌年度繰越額 (f)	0	15	0	0	
うち未契約繰越額 (g)	0	0	0	0	
不用額 (h = c+d-e-f)	0	0	0	0	
未契約繰越＋不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	
未契約繰越＋不用率が10%を超えている 場合その理由	-	-	-	-	

※ 平成27年度以降の各年度の決算額を記載。

(参考様式3) 参考図面 (社会資本整備総合交付金)



# 社会資本整備総合交付金(地域住宅支援)チェックシート

計画の名称:大津市地域住宅整備計画

事業主体名:大津市

チェック欄

I. 目標の妥当性	
★①計画の目標が基本方針と適合している	○
★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。	○
⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
(該当するものに○)	
ア 老朽化した住宅ストックの更新	○
イ 安全面、衛生面の居住空間の改善	○
ウ 子育て世代、高齢者、障害者等の居住の安定の確保	○
エ 既存住宅ストックの有効活用	
オ まちなか居住の推進	○
カ 地方定住の推進	
キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入)	
⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性	
★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
★②十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効率的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
⑧地位再生計画に地域住宅交付金の活用についての起債をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
(評価結果として該当するものに○)	
ア 80点以上    イ 60～79点    ウ 60点未満	
III. 計画の実現可能性	
★①事業熟度が十分である。	○
★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
★③地域住宅計画を公表することとしている。	○
④地域住宅協議会、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
⑤計画内容に関し、住民に対する事前調整が行なわれている。	
⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。	

★は必須事項